

## 民泊制度運営システムの導入に伴う個人情報の取扱い及び電子計算組織の外部結合について

### 1 経緯

急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部における宿泊需要のひっ迫に対応するため、住宅宿泊事業法（以下「法」という）が平成 30 年 6 月 15 日から施行される。なお、事業者の届出に関しては準備行為開始期間として、平成 30 年 3 月 15 日から開始されている。

この法に基づく住宅宿泊事業（民泊サービス）に関する事務処理を効率的・効果的に行うため、国においては、民泊制度運営システム（以下「民泊システム」という）を整備し、各自治体での利用を推進している。

本区においても、住宅宿泊事業に係る業務を適正かつ効率的・効果的に実施するため、民泊システムを利用することとする。

### 2 民泊システムの概要

国（観光庁）が運用する民泊システムは、平成 28 年 6 月 2 日閣議決定（規制改革実施計画における「届出、登録の手続はインターネットの活用を基本とする」との方針）に基づき、住宅宿泊事業に係る住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者並びに住宅宿泊仲介業者の届出受理、監督、定期報告等の事務処理を効率的かつ効果的に行うため整備されたシステムであり、各事業者を監督する行政機関・都道府県（保健所設置区市を含む）が L G W A N 回線を通じて保有する電子計算処理機器と結合し利用するものである。（詳細は別紙 1 及び別紙 2 参照）

### 3 住宅宿泊事業の業務内容

#### (1) 届出受理

ア 民泊システムによる届出の受理

イ 窓口での届出の受理

#### (2) 届出内容の確認等

ア 民泊システムによる届出内容の確認

イ 窓口での届出内容の確認及び民泊システムへの入力

#### (3) 届出番号の通知

ア 民泊システムによる届出者に対する届出番号の通知

イ 窓口届出者に対する届出番号の通知（郵送）

#### (4) 定期報告の確認等

ア 民泊システムからの定期報告の確認

イ 窓口届出者からの定期報告の確認及び民泊システムへの入力

#### (5) 住宅宿泊事業者等への監督・指導

ア 住宅宿泊事業者への監督・指導

イ 住宅宿泊管理業者への指導

### 4 民泊システムで取り扱う個人情報

別紙 2 の通り

## 5 セキュリティ対策

### (1) 生活衛生課の管理運用・セキュリティ対策

#### ア 端末設置場所への入退出管理

民泊システムに使用する端末を設置する執務室への部外者の侵入を制限し、物理攻撃等からのリスクを回避する。

#### イ 外部ネットワークに接続する通信回線

区に設置の電子計算組織（専用端末）と届出者が利用するシステムとを行政専用の閉域網である LGWAN（総合行政ネットワーク）回線で接続し、データを暗号化する。

#### ウ 人的管理

専用端末は、必要最小限にするとともに、アクセスできる者も必要最小限の利用者に絞り、アクセス履歴を記録する。

#### エ アクセス制御

専用端末は、必要最小限の配置（2台）とする。

また、端末利用の際の指紋認証と民泊システムへアクセスする際の ID・パスワードによる認証により、アクセスできる職員を制限する。

#### オ ウイルス対策

国の民泊システムにおいて、ウイルス等が含まれる可能性のある部分を除去されるため、区がダウンロードするデータは脅威が無害化（無効化）されている。

#### カ 区内部におけるデータの取扱い

個人情報等は、区の専用端末のハードディスク内には残さない。

#### キ 専用端末の管理

専用端末は、盗難防止のためセキュリティワイヤーにより固定する。

#### ク 帳票の管理

届出書類等は施錠可能な保管庫で管理する。

### (2) 民泊システムにおける個人情報の取扱い（事業者情報の外部提供）

別紙3「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」に基づいて管理される。事業者に対しては、民泊システム上で届出に関する情報入力前に「民泊制度運営システム利用にあたっての注意事項」が表示され、利用目的に外部機関への情報提供を記載し、この利用目的について同意をとる。

なお、窓口届出者に対しては、民泊システム利用と同様に別紙3「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」を配布し、外部機関への情報提供についての利用目的の説明を行ったうえで、「誓約書（個人用）」（別紙4-1）又は「誓約書（法人用）」（別紙4-2）により同意をとる。

## 6 実施予定日

平成30年7月中旬 民泊システムの利用開始

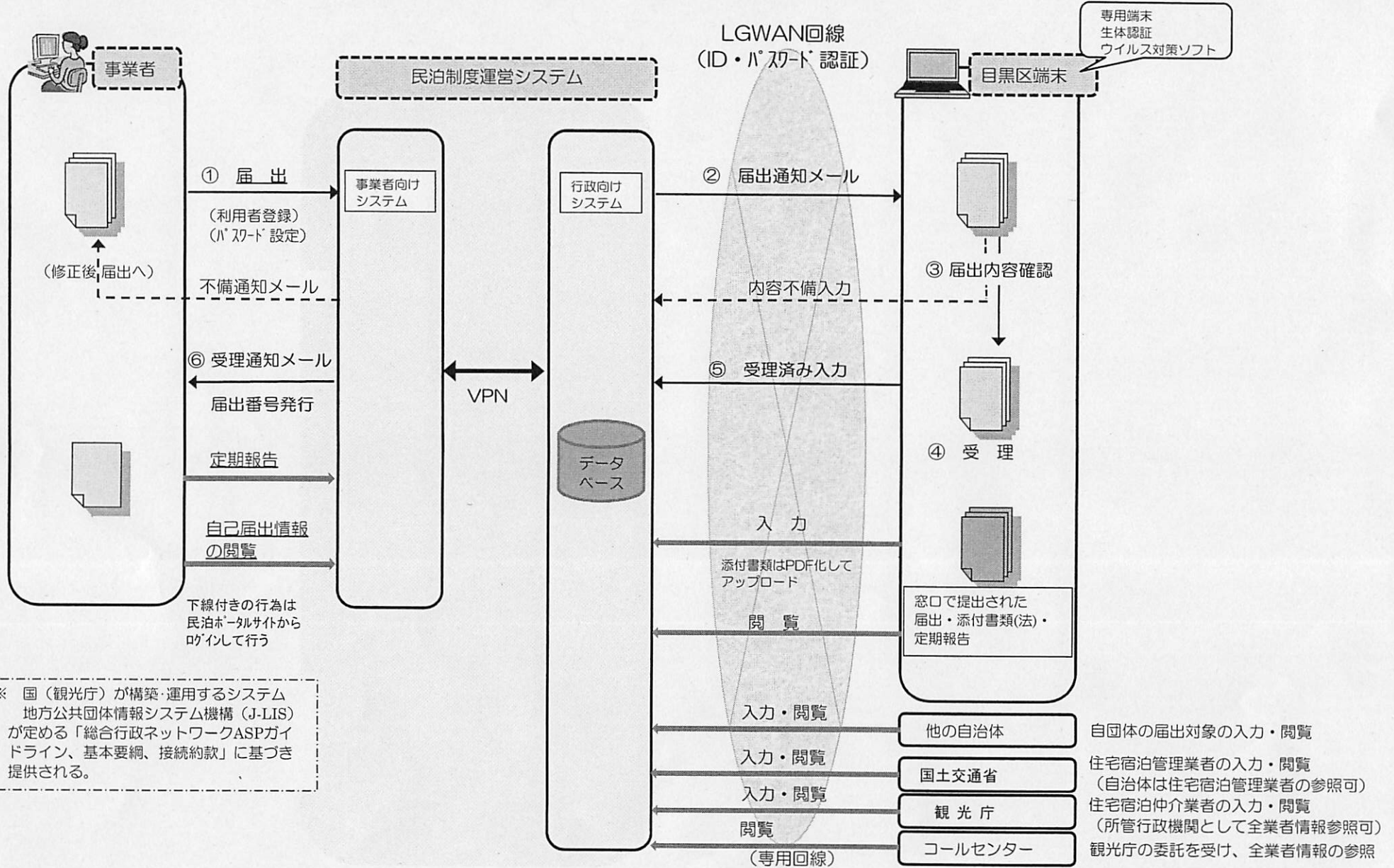
## 7 審議の必要性

民泊システムの利用に伴い、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）第15条による外部提供及び第17条ただし書による外部結合の規定に基づき、個人情報の取扱いについて目黒区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問する。

以 上

# 民泊制度運営システム※における情報の流れ

資料1-3



※ 国（観光庁）が構築・運用するシステム  
地方公共団体情報システム機構（J-LIS）  
が定める「総合行政ネットワークASPガイドライン、基本要綱、接続約款」に基づき  
提供される。

# 民泊制度運営システムについて

## 1 システム利用者と利用権限一覧

区分	利用者	観光庁 観光産業課長	観光庁 仲介業者担当者	国土交通省 (土地・建設産業局、地方整備局) 管理業者担当者	自治体 (都道府県・保健所設置市)	コールセンター 受託業者 (観光庁委託)
住宅宿泊事業者		○	×	×	○	△
住宅宿泊管理業者		○	×	○	△	△
住宅宿泊仲介業者		○	○	×	×	△

○ : 入力・参照  
 △ : 参照のみ  
 × : 権限なし

## 2 業態区分と取扱う個人情報

区分	事業者種別	取扱う個人情報
区が監督・指導する事業者 (入力・参照)	住宅宿泊事業者	<p>【届出者・法定代理人】                      氏名、住所、生年月日、性別、賃借人・転借人に該当するか、本籍、電話番号、ファクシミリ番号、成年被後見人・被保佐人に該当しないこと、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないこと、届出住宅の間取り、居室の床面積等、賃借人・転借人に該当かする否か</p> <p>【代理人】                      氏名、住所</p>
国が監督・指導する事業者 (入力・参照)	住宅宿泊管理業者	<p>【申請者・法定代理人】                      氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ファクシミリ番号、所得税の直前一年の各年度における納付すべき額および納付済額、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人に該当しないこと、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないこと、略歴(従事した職務の内容・期間)、資産(資産・負債)</p>
国が監督・指導する事業者 (入力・参照)	住宅宿泊仲介業者	<p>【申請者・法定代理人】                      氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ファクシミリ番号、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人に該当しないこと、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないこと、資産(資産・負債)</p>

### 3 民泊制度運営システムにおける住宅宿泊事業者の個人情報（具体的な入力内容）

種別	個人情報が含まれる書類等	取扱う個人情報	件数
I 住宅宿泊事業に関する届出書	○住宅宿泊事業届  ○届出事項変更届出書	届出者（個人） 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ファクシミリ番号  届出者（法人代表者・役員） 氏名、生年月日、性別  法定代理人（個人） 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ファクシミリ番号  法定代理人（法人代表者・役員） 氏名、生年月日、性別  賃借人・転借人に該当かする否か	100件 (見込み)
	○廃業等届出書	届出者（個人） 氏名、住所	5件 (見込み)
II 添付書類 (法規則)  (PDF化により「民泊制度運用システム」へのアップロード(窓口受付分のみ))	○委任状	届出者及び代理人の氏名、住所	20件 (見込み)
	○登記されていないことの証明書	届出者の氏名、住所、生年月日、本籍、成年被後見人・被保佐人に該当しないこと	100件 (見込み)
	○身分証明書	届出者の氏名、本籍、生年月日、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないこと	100件 (見込み)
	○建物賃貸借契約書（転貸借承諾等を含む）	届出者の氏名、住所、電話番号	20件 (見込み)
	○住宅の図面	届出住宅の間取り、居室の床面積等	100件 (見込み)
	○共同住宅（分譲マンション）において住宅宿泊事業が禁止されていないことを確認した旨の誓約書	届出者氏名、管理組合役員の氏名及び役職、電話番号	10件 (見込み)
	○住宅宿泊管理受託契約書等	届出者及び管理業者（個人）の氏名、住所、電話番号	50件 (見込み)
	○欠格事項に該当することがない旨の誓約書	届出者の氏名、 以下の欠格条項に該当する者でない旨 (届出者が個人の場合は1～6、8、届出者が法人の場合は7) 1 成年被後見人又は被保佐人 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者	100件 (見込み)

		<p>3 住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者</p> <p>4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者</p> <p>5 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>6 営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当する</p> <p>7 法人役員が上記 1～5 のいずれかに該当する者がある</p> <p>8 暴力団員がその事業活動を支配するもの</p>	
	○マイナンバーカード（表面）の写し又は住民票の写し	届出者の氏名、住所、生年月日、性別	100件 (見込み)

※ 種別Ⅱの取扱う個人情報のうち「届出者」には、法定代理人（法人の場合は役員）を含む

参考

# 住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。  
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

届出者 商号又は名称  
氏 名  
(法人である場合においては、代表者の氏名)  
電話番号  
ファクシミリ番号

印

受付番号	受付年月日
*	*

* 届出番号	第	号
* 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	
フリガナ	
商号、名称 又は氏名	
郵便番号	-
住 所	
電話番号	

法人・個人の別  
 1. 法人  
 2. 個人

確認欄  
 \*

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	-           年           月           日
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄  
 \*

受付番号

※						
---	--	--	--	--	--	--

◎ 法定代理人に関する事項

フリガナ																	
商号、名称 又は氏名																	
郵便番号			-														
住所																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性													

法人・個人の別  
 1. 法人  
 2. 個人

確認欄  
 ※

◎ 法定代理人の代表者に関する事項（法人である場合）

フリガナ																	
氏名																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性													

確認欄  
 ※

◎ 法定代理人の役員に関する事項（法人である場合）

フリガナ																	
氏名																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性													

確認欄  
 ※

フリガナ																	
氏名																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性													

確認欄  
 ※

フリガナ																	
氏名																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性													

確認欄  
 ※

フリガナ																	
氏名																	
生年月日			-			年			月							日	
性別	<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性	<input type="checkbox"/>												

確認欄  
 ※



受付番号

※										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 役員に関する事項(法人である場合)

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

フリガナ																				
氏名																				
生年月日		-		年		月			日											
性別		<input type="checkbox"/>	男性	<input type="checkbox"/>	女性															

確認欄  
※

(第四面)

受付番号

*																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎ 住宅宿泊管理業に関する事項 (住宅宿泊管理者である場合)

登録年月日		-		年		月		日												
登録番号																				

確認欄

*
---

◎ 住宅に関する事項

郵便番号		-																								
所在地																										
不動産番号																										
第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/> 現に人の生活の本拠として使用されている家屋					<input type="checkbox"/> 入居者の募集が行われている家屋					<input type="checkbox"/> 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋															
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅					<input type="checkbox"/> 長屋					<input type="checkbox"/> 共同住宅					<input type="checkbox"/> 寄宿舍										
居室	m <sup>3</sup>																									
住宅の規模	宿泊室	m <sup>3</sup>					宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)					m <sup>3</sup>					合計					m <sup>3</sup>				
	階	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>									
	階	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>									
	階	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>									
	合計	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>									

確認欄

*
---

◎ 営業所又は事務所に関する事項 (営業所又は事務所を設ける場合)

営業所又は事務所の名称																				
郵便番号		-																		
所在地																				
電話番号																				

確認欄

*
---

営業所又は事務所の名称																				
郵便番号		-																		
所在地																				
電話番号																				

確認欄

*
---

営業所又は事務所の名称																				
郵便番号		-																		
所在地																				
電話番号																				

確認欄

*
---

受付番号

*						
---	--	--	--	--	--	--

◎ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項 (住宅宿泊管理業務を委託する場合)

住宅 宿 泊 管 理 業 者	フリガナ												
	商号、名称 又は氏名												
	登録年月日		-		年		月		日				
	登録番号												
	管理受託契約 の内容												

確認欄

*
---

◎ その他の事項

<input type="checkbox"/>	住宅に人を宿泊させる間、不在（法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない		
<input type="checkbox"/>	賃借人に該当する	<input type="checkbox"/>	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している
<input type="checkbox"/>	賃借人に該当しない		
<input type="checkbox"/>	転借人に該当する	<input type="checkbox"/>	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している
<input type="checkbox"/>	転借人に該当しない		
<input type="checkbox"/>	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当する	<input type="checkbox"/>	規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない（当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）
<input type="checkbox"/>	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当しない		

確認欄

*
---

## 民泊制度運営システムにおける 個人情報等の取扱いについて

### 1. 基本的な考え方

観光庁及び住宅宿泊事業法に規定される事業に係る事務を所掌する行政機関（以下「利用行政機関」という。）では、住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、観光庁が運用する民泊制度運営システム（以下「当サイト」という。）を利用される皆様の情報を取得しています。

当サイトにおいて取得した情報は、本利用目的及び利用行政機関が定める利用目的の範囲内で適切に取扱います。

### 2. 取得する情報の範囲

- (1) 当サイトの利用にあたっては、利用者の氏名及びメールアドレスの記入をお願いしています。
- (2) 当サイトでは、利用者のインターネットドメイン名、IP アドレス、閲覧情報等をアクセスログとして取得します。
- (3) 当サイトでは、一部 Cookie を使用し、利用者の利便性を図るとともに、利用環境等を把握するために利用しますが、Cookie を使用してご利用される方を特定するような情報は一切取得しません。
- (4) 当サイトでは、利用者が入力する以下の情報を取得します。
  - 住宅宿泊事業の届出等に係る情報（住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の規定による届出、同法第 3 条第 4 項の規定による変更の届出、同法第 3 条第 6 項の規定による廃業等の届出及び同法第 14 条の規定による日数等の報告に係る情報）
  - 住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の申請等に係る情報（住宅宿泊事業法第 23 条第 1 項・第 47 条第 1 項の規定による登録（更新を含む）の申請、同法第 26 条第 1 項・第 50 条第 1 項に規定による変更の届出及び同法第 28 条第 1 項・第 52 条第 1 項の規定による廃業等の届出に係る情報）

### 3. 利用目的

- (1) 当サイトにおいて取得した情報は、利用行政機関が住宅宿泊事業法に基づく事務の処理等のために、本利用目的及び利用行政機関の利用目的に従い利用、提供します。

<住宅宿泊事業の届出等に係る情報>

利用行政機関：住宅が所在する都道府県又は住宅宿泊事業法第 68 条の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市・特別区

- a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
- b. 住宅宿泊事業者に対する諸連絡のため。
- c. 住宅宿泊事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関(消防署、警察等)が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<住宅宿泊管理業の登録の申請等に係る情報>

利用行政機関：地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国土交通省土地建設産業局（a の事務のうち、住宅宿泊管理業に関して都道府県知事等が行う事務及び b、c の事務については住宅が所在する都道府県又は住宅宿泊事業法第 68 条の規定により住宅宿泊事業関係行政事務を処理する保健所設置市等を含む）

- a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
- b. 住宅宿泊管理業者に対する諸連絡のため。
- c. 住宅宿泊管理業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. （登録簿に登録した場合）登録簿に登録された情報の一般閲覧のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。

<住宅宿泊仲介業の登録の申請に係る情報>

利用行政機関：観光庁

- a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
- b. 住宅宿泊仲介業者に対する諸連絡のため。
- c. 住宅宿泊仲介業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. （登録簿に登録した場合）登録簿に登録された情報の一般閲覧のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。

(2) 当サイトにおいて取得した情報は、観光庁が、健全な制度普及を図るために、以下の利用目的に従い利用、提供します。

- a. 住宅宿泊事業法第 20 条の規定により、外国人観光客の宿泊に関する利便の増進を図るため、外国人観光客に対する住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報をホームページ等において広く提供を行うため。

- b. 利用者のメールアドレス宛てに、当サイトの利用又は各事業の運営に関連する情報提供を行うため。
- c. 事業者及び周辺住民等の関係者からの住宅宿泊事業等に関する問合せ等に対応するため。
- d. 今後の施策立案のため。
- e. 住宅宿泊事業等の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（厚生労働省、国税庁等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

#### 4. 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (3) ただし、当サイトへのアクセス情報、利用者属性などの情報については統計的に処理した上で公表することがあります。

#### 5. 個人情報等の取扱いの委託

当サイトで取得した個人情報等は、前記3の利用目的及び各利用行政機関が定める利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

#### 6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

#### 7. 適用範囲

「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」は、当サイトにおいてのみ適用されます。当サイトで取得した情報の利用先となる各行政機関における情報の取扱いについては、それぞれの組織の責任において行われます。

必ず各行政機関のホームページもご確認ください（→外部ページリンク：観光庁ホームページ経由地方公共団体HP）。

当サイトを利用される皆様は、前記3の利用目的及び各利用行政機関が定める情報の取扱いを確認の上で、手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 住宅宿泊事業法担当 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

# 誓約書

別紙4-1

(個人用)

年 月 日

目黒区長 あて

氏 名 印

〔 法定代理人  
商号又は名称  
氏 名 印 〕

(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、目黒区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、以下のことに同意します。

1. 旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、目黒区において、届出に関する(1)から(4)の情報について公開すること
  - (1) 住宅の所在地
  - (2) 住宅宿泊事業者等の連絡先
  - (3) 条例第3条第1項の規定による届出を行った日
  - (4) 届出番号
2. 届出のあった情報については観光庁が運用する民泊制度運営システムへ入力されること。また、民泊制度運営システムへの入力情報については別添「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」に準じ、取り扱われること。

(参考) 住宅宿泊事業法第4条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者



# 誓約書

別紙4-2

(法人用)

年 月 日

目黒区長 殿

商号又は名称

代表者の氏名

印

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、目黒区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、以下のことに同意します。

1. 旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、目黒区において、届出に関する(1)から(4)の情報について公開すること
  - (1) 住宅の所在地
  - (2) 住宅宿泊事業者等の連絡先
  - (3) 条例第3条第1項の規定による届出を行った日
  - (4) 届出番号
2. 届出のあった情報については観光庁が運用する民泊制度運営システムへ入力されること。また、民泊制度運営システムへの入力情報については別添「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」に準じ、取り扱われること。

(参考) 住宅宿泊事業法第4条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者